

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

要因分析を活用した健康寿命延伸プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

滋賀県、近江八幡市、甲賀市及び湖南市並びに滋賀県蒲生郡日野町並びに愛知郡愛荘町

3 地域再生計画の区域

滋賀県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本県は、平成29年12月に厚生労働省が公表した各都道府県の平均寿命において、男性が81.78歳で全国1位、女性が87.57歳で全国4位となった。また、平成29年7月公表の東京大学の研究においては、男女ともに平均寿命および健康寿命が全国1位となった。本県が長寿の要因について47都道府県の統計データを分析した結果、多量飲酒をする人が少ない、スポーツをする人が多い、ボランティア活動をする人が多いなど生活習慣が良好である点と完全失業率が低い、県民所得が高いなど生活環境が望ましい状態にある点が長寿に影響を与えていることがわかった。

その一方で、世代・性別に見ると40代、50代の男性3人に1人が肥満、野菜の摂取量が少ない、運動習慣がある県民は20歳～64歳で約2割しかいないなどが課題になっている。さらに、自分が健康と考える主観的な健康寿命は男性が全国16位、女性は全国42位となっており、働き世代を中心に生活習慣の改善と高齢者自身が健康を実感できない点が大きな課題となっている。

健康寿命の延伸のためには、生活習慣の改善が必要であるが、自らの生活習慣を変えることは容易ではない。栄養バランスに配慮した食習慣や身近にでき

る運動など健康的な生活習慣が実践できる社会環境の整備が必要である。また、主観的な健康寿命の延伸のためには、いつまでも高齢者が社会参加し、いきいきと暮らせることも必要である。そのためには行政だけでなく民間企業、大学、団体などの多様な取組とそれらの主体が連携する仕組みの構築が求められる。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

滋賀県は、国宝・重要文化財の数は全国4位、また長浜曳山祭がユネスコ無形文化遺産に指定されるなど伝統や文化が息づく県である。また、世界有数の古代湖である琵琶湖は、漁業やその豊かな水を活かした米・野菜や酒といった食文化、近江上布や浜ちりめんなどの伝統産業などを生み出すなど、他の都道府県にはない伝統と文化を有している。さらに高度成長期以降は、交通の利便性を活かした内陸型工業県として多くの中小製造業が立地し、「モノづくり県」としての姿も併せ持っている。

しかしながら、本県においても高齢化が進展しており、人口減少と相まって、地域の祭りや伝統の継承保存、中小企業における人材不足や事業承継、それらを含めた地域コミュニティが衰退し、「まちの活力」が喪失されることが懸念されている。

「まちの活性化」を図るためには、産業の活性化、移住の促進等に加えて、健康寿命を延伸し、「まち」の基盤を支える県民が生涯現役で過ごせる滋賀、「健康しが」を実現することが必要不可欠である。

子どもから働き世代、高齢者すべての層が自らの食、運動等の生活習慣を改善し、実践することで「地域コミュニティ」を支える主体として「まちの活性化」に寄与し、自分らしい未来を描ける滋賀を目指す。

【数値目標】

KPI	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目	2021年度増加分 3年目	KPI増加分 の累計
男性の健康寿命 (介護保険の 要介護度に基づき算出する 「日常生活動作が自立して いる期間の平均」)を81.09 年以上に延伸 させる。(年)	80.43	0.22	0.22	0.22	0.66
女性の健康寿命 (介護保険の要 介護度に基づき 算出する「日常 生活動作が自立 している期間の 平均」)を84.75 年以上に延伸さ せる。(年)	84.38	0.13	0.12	0.12	0.37
事業の参加・体験者 延数を45万人(世帯 数の約8割)とする 。(人(延))	107,250	114,110	116,709	117,658	348,477

事業に協働する民間事業者数を240者（現状の約2倍）に増加させる。（者（実））	118	33	47	42	122
---	-----	----	----	----	-----

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

要因分析を活用した健康寿命延伸プロジェクト

③ 事業の内容

構造的な課題（働き世代を中心とした食生活や運動習慣の改善、高齢者自身が健康を実感できない）を解決するため、健康寿命の延伸を図る1～3の取組を行う。（KPI①、②に寄与）

《1. 食生活の改善を県民が実践していくための取組》

子どもから働き世代、高齢者まですべての世代で、県産の野菜や湖魚などの地域資源を活かした滋賀らしい食材を中心に栄養バランスのとれた食による生活改善を図る取組を進める。事業実施にあたっては、学校、県内企業（飲食店等）、地元生産者・製造者、地域社会等の各主体が連携し、県内全域に取組が広がるように仕掛ける。

○エビデンスに基づく健康的で県産食材がしっかり取れる外食・中食・内食メニューを開発・普及するとともに県産食材を使った食品の普及を図る取組。本県ならではの発酵産業、琵琶湖産の恵みを活用して食生活の改善を

図る取組。

- 幼少期からの食生活への意識を高めるため、子どもの食育を推進するとともに、高齢者に対し地域ごとに栄養ケア活動を行い食生活の改善を図る取組

《2. 運動習慣の改善を県民が実践していくための取組》

働き世代を中心に、身近に実践できる通勤手段の見直し（自転車通勤）やウォーキングイベントの開催による意識醸成を図り、無理せず運動習慣の改善を促す。

- 働き世代が意識せずに、運動を実践できるように企業と連携し、エコ（自転車）通勤の促進を図る取組
- 滋賀の地域資源である琵琶湖岸や文化財等を活かしたウォーキングをイベント等を通じ、日常的な定着を図る取組
- 平成29年度に統計学・公衆衛生学・社会学の有識者による「健康寿命延伸のためのデータ活用プロジェクト会議」のもと、健康寿命に影響する要因の分析の委託研究を行った結果、「ボランティア」をする人が多いことが要因の一つと認められたことを受け、ボランティア活動への参加を高める取組

《3. 高齢者が健康を実感できる取組の推進》

高齢者が自らを健康であると実感し、地域コミュニティにおいて活躍できるような高齢者自身の生活の質を向上させるための取組を進める。

- 人生100年時代をポジティブに生きるための調査・検討を行い、高齢者の新たなライフスタイルを提案・発信する取組
- 高齢者がいつまでも生きる意欲を失うことなく、自立し社会参加できるよう、きわめて重要である排泄問題の解決を支援するための取組

事業を県民みんなの取組に拡大し、事業効果を高めるとともに、自立させていくため、4. の取組を行う。（KPI③、④に寄与）

《4. 県民みんなで「健康しが」に取り組むための仕組みの構築》

- 市町、保険者、企業、地域団体、大学等と連携体制を構築し、健康づくりの活動を創出するとともに県民運動としての機運醸成を図る取組

○楽しく生活習慣の改善に取り組めるよう県内の地域資源の活用を促し、「健康しが」の一元化した情報を発信する取組

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

- ・ 県民の生活改善を目的としており、事業終了後は交付金や県の財源に頼ることなく、県民・企業等が自ら実践することを目標としている。

【官民協働】

- ・ 事業全体を推進するため、市町、保険者、企業、地域団体、大学等と協働体制を構築し、それぞれの強みや健康づくりに係る事業を連携させることで、滋賀県全体で取組を広げ、より効果的に事業効果を生み出すことができる。
- ・ 連携体制に企業や地域団体を巻き込むことで、将来的に事業の自立化につなげる。

【地域間連携】

- ・ 本交付金で共同で事業を実施する近江八幡市、甲賀市、湖南市、日野町、愛荘町の地域特性や課題を踏まえた健康寿命の延伸に係る取組と緊密に連携し、事業目標の達成に向けて事業を推進することはもちろん、県全域での連携が必要であることから、県は、情報発信や保健医療圏域ごとに設置する健康福祉事務所において、圏域内市町の個別性に応じた総合的な相談に対応するとともに、全市町との橋渡し・連携の窓口となる。
- ・ また、市町担当者会議のほか、健康推進員団体連絡協議会、商工会連合会、国民健康保険団体連合会、民間企業など関係機関により構成する「健康いきいき21」地域・職域連携推進会議」を活用し、多様な立場の人を通じて県内の横展開を促進する。

【政策間連携】

- ・健康寿命の延伸に必要な生活習慣の改善に係る取組は、滋賀県ならではの地域資源（食材、食品、琵琶湖等の自然）を活用することで、県内の生産者や中小企業の所得向上、ウォーキングイベントを通じた誘客の促進による交流人口の増加に向けて相乗的に事業効果を高める。
- ・健康寿命の延伸に取り組む、農政部局をはじめとする県各部局や市町、企業、地域団体等と連携し、各主体が実施する健康づくりやそれに資する事業を連携させることで「人の健康」だけではなく、地域コミュニティの活性化や企業の働き方改革など「自然の健康」、「社会の健康」も推進し、地方創生に相乗的な効果を発揮する。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度、KPIの達成状況を滋賀県及び各市町毎にとりまとめを行い、各外部組織において個々の事業について検証を実施する。

【外部組織の参画者】

滋賀県及び各市町の外部組織を構成する有識者や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。

【検証結果の公表の方法】

公開で会議を行うとともに、結果を滋賀県及び各市町のHPで公表する。

- ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 377,368千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。